公共の場所における客引き行為等の防止に関する規制の強化（素案）

・客引き対策の体制強化

区が主体となり地域団体と連携し客引き対策を推進します。

・現状に則した規制対象の強化

客待ち行為を明確にします。

店舗従業員以外の客引き行為等も規制します。

違反店舗及び代表への罰則を科します。（両罰規定）

・区権限の強化

〇身分証の確認義務化

区職員等は、身分証の提示を求め質問をすることができます。

〇店舗等への立入調査

区職員等は、違反店舗に対し違反状況確認のため立入調査をすることができます。

ただし、この立入調査は捜査目的ではありません。

・罰則の追加

条例違反者等には、５万円の過料、氏名公表を行います。

手続きの流れ

違反行為の確認 → **指導** → 再違反 → **勧告** → 違反 → **過料･氏名公表**

※重点地区における違反の場合

規制対象

①客引き行為

②勧誘（スカウト）行為

③客待ち・勧誘待ち行為

④①～③をさせること

⑤客引きされた者を客として店舗に入店させること

⑥区職員等からの質問に対し、嘘をつくこと

⑦区職員等による店舗等への立入調査を拒むこと

・事業者向けガイドラインの策定と事業者の公表

〇ガイドライン（案）

・客引き行為を行わないこと

・ビラ配布等を行う場合は１名のみとする

・呼び込み時の声量を抑えること

・周辺住民や来街者への配慮を行うこと

〇公表方法

区のホームページで、ガイドラインに遵守することを宣誓した事業者名を掲載します。